

	給付の種類	給付の内容	時効
療養中の方への給付	療養補償給付	医療費・薬代等が自己負担なし全額支給。支払い対象は原則、健保準拠。	基本的に時効なし。ただし、労災指定医療機関以外の医療機関や薬局での支払い費用はその事由が発生した日の翌日から2年が時効。労災保険以外のたとえば、協会けんぽなどを先行利用していた場合は、保険者から返還請求を受けてから2年が時効となる。
	休業補償給付 及び 休業特別支給金	1日あたり、給付基礎日額の60%（休業補償給付）＋20%（休業特別支給金）＝80%が支給。支給に年齢制限はない。「療養のための休業であること」、「賃金を受けていないこと」が要件。	休業補償の対象日の翌日から2年。日単位で時効が発生するので、一日も早く、労基署に請求用紙だけで受付だけをして、不備返戻扱いとして用紙をもどしてもらい、医療機関証明や事業主証明を順次集めるようにする。
遺族の方への給付	遺族補償年金	給付基礎日額の153日分あるいは175日分（遺族が55歳以上の妻等1名の場合）の年金を支給。受給資格者が複数の場合は201日分など人数に応じて増額。被災労働者にボーナス等の支払いがあった場合は算定基礎日額の同日数分が加算される。	被災労働者の死亡の翌日から5年
	遺族補償一時金	遺族年金の受給資格者がいない場合に、給付基礎日額の1,000日分を支給。被災労働者にボーナス等の支払いがあった場合は算定基礎日額の同日数分が加算される。	被災労働者の死亡の翌日から5年
	遺族特別支給金	遺族年金ないしは遺族一時金の支給者に300万円。	被災労働者の死亡の翌日から5年
	葬祭料	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた金額。ただし、この金額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、その額を支給。	被災労働者の死亡の翌日から2年